

平成25年度に向けた児童発達支援事業について

近年の急激な療育希望者の増加に対応するため、民間児童発達支援事業所(以下「事業所」という。)を活用し、役割分担を行いながら療育の場の確保を図ります。

1 平成24年度の状況

こども発達センターでは知的障害児、肢体不自由児、発達障害児の療育を実施しており、近年の療育希望者の増加に対応するため、今年度、通園部門(たんぽぽ園)の定員を拡大いたしましたが、拡大後も特に発達障害児を中心とした療育希望数は当初の予想を超える状況となり、11月以降は新たな受け入れが難しい状況になりました。

たんぽぽ園に通園する3~5歳児は幼稚園等では受入困難な障害があり、通園枠の確実な確保が必要ですが、1、2歳児の発達障害児の急増に伴い、その需要に対応すると、3~5歳児の通園枠の確保に大きな支障が生じるおそれがありました。

平成24年7月に、株式会社による区内初の民間児童発達支援事業所が設置され、近隣区での事業所開設が相次ぎました。

2 今後の療育の基本的な考え方

幼稚園等では受入困難な中重度の知的障害児及び肢体不自由児支援の療育は、引き続き区が実施し、通常学級に就学が見込まれる軽度の知的障害児及び発達障害児の療育については、参入が拡大しつつある事業所の活用により、療育を実施します。

こども発達センターは、児童福祉法上の児童発達支援センターとして地域支援機能をさらに強化し、障害児及び障害児の保護者等への相談、障害児の預かり施設への援助・助言等を行います。

区は、療育希望者への適切な療育先の確保に係る相談・調整及び児童通所給付費の適正化の観点から事業者に対し指導を行い、療育の質の確保を図ります。

3 民間事業所の区内設置の促進

事業所の区内整備を推進するため、事業所整備費の助成制度を創設し、平成24年3月に1所(開設済み)、平成25年度中に2所の事業所の開設を目指します。